

せたがや道づくりプラン

【概要版】

令和8年（2026年）6月

世田谷区

改定の背景

世田谷区内では、大正後期から区画整理等による面的な基盤整備が進んだ地域がありますが、多くの地域では計画的な基盤整備が行われないうまま、戦災や高度経済成長等を契機に市街化が進行しており、道路の整備水準が低い状況です。

そのため、区は、平成2年（1990年）に道路整備の方針となる「道路整備方針」を定め、道路整備を進めるとともに、策定後は定期的の方針の見直しを行ってきました。また、平成26年（2014年）3月には、「地先道路整備方針」も統合した道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針として、「せたがや道づくりプラン（以下「道づくりプラン」といいます。）」を策定する等、計画的に道路整備を進めてきたところです。

区や東京都による継続的な道路整備の結果、新たな道路が開通し、交通安全や利便性が向上した地域もありますが、区全体では生活道路（主に地域住民が利用する幅員の狭い道路で、自動車の通り抜けを前提としない道路）への通過交通の流入等、従来の問題は、依然多く残っています。区全体の交通の円滑化、地域の防災性の向上等を図る上でも、道路整備は引き続き重要な取り組みです。

また、近年ではライフスタイルの転換による移動手段の多様化等も進んでおり、駅周辺等においてはウォーカブルな街づくりが期待される等、道路を取り巻く環境にも新たな変化が生じています。

今後の道路整備においては、様々な側面から都市課題の解決につなげていくことも求められています。

今回、道づくりプランの策定から10年以上が経過したことや、新たな「東京における都市計画道路の整備方針（以下「整備方針」といいます。）」が策定されたこと等を踏まえ、区内における道路整備の現状や課題を改めて捉え、道づくりプランを改定しました。

計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和22年度（2040年度）までの15年間とします。

なお、中間年次を目安に検証を行い、必要な見直しを行います。

道路の分類

道づくりプランでは、区内の道路を幅員や機能に基づき「幹線道路」、「地区幹線道路」、「主要生活道路」、「地先道路」の4種類に分類しています。

区は、これら4種類の道路を適切に配置して整備することで、区民生活を支える機能的な道路ネットワークの形成を目指します。

幹線道路



甲州街道
環七通り 等

地区幹線道路



世田谷通り
淡島通り 等

主要生活道路



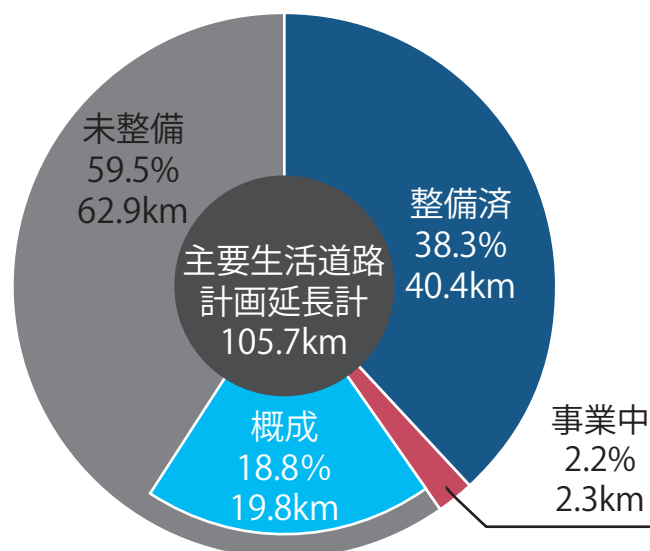
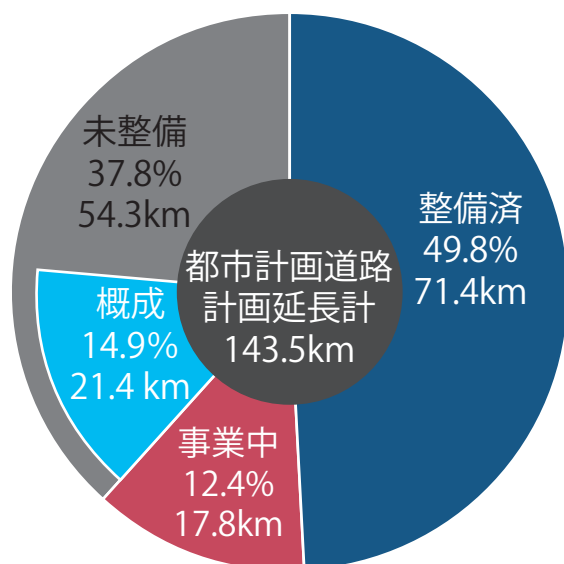
松葉通り
駒八通り 等

地先道路



道路の整備状況

区は、東京都との役割分担に基づいて都市計画道路の整備を進めるとともに、連続立体交差事業や市街地再開発事業等、大規模な基盤整備事業と連携した道路整備にも取り組んできました。しかし、区内の都市計画道路の整備率は約 50%にとどまり、特別区の中では非常に低い水準です。中でも、幹線道路を補完する役割を有する地区幹線道路の整備が大きく遅れている状況です。また、主要生活道路の整備率は約 40%にとどまり、依然として多くの未整備区間が残されています。



※令和 7 年度（2025 年度）時点

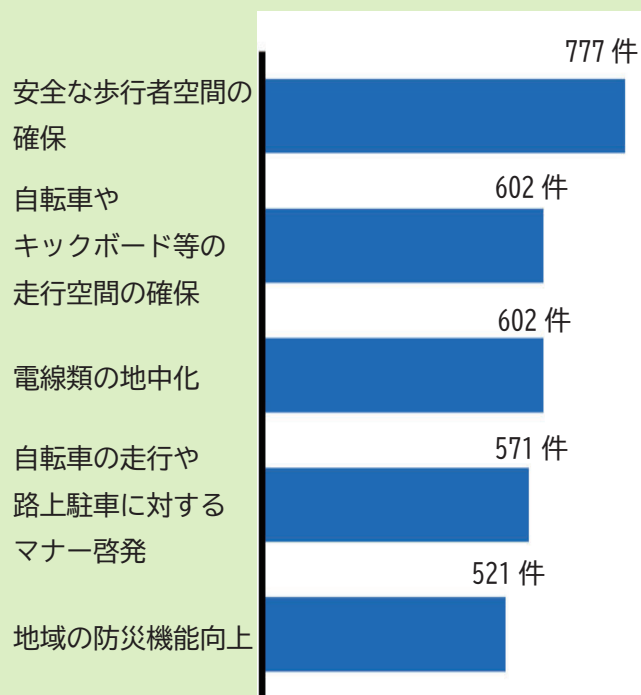
【区民アンケートの実施結果】

道づくりプランの改定にあたり、区民が道路に対して抱える意見や、今後の道路整備に対する要望等を把握することを目的として、無作為抽出の区民 4,000 名を対象にしたアンケートを実施しました。

その結果、自宅周辺の道路の整備状況について、回答者の約 40% から「不満」または「やや不満」と回答がありました。また、道路整備にあたって重点化してほしい事項として、「安全な歩行者空間の確保」や「電線類の地中化」を求める回答がありました。

右のグラフは、「区が道路整備を進めるにあたり重点化してほしい事項は？（複数回答可）」という質問に対する回答結果の一部です。

▼区が道路整備を進めるにあたり重点化してほしい事項は？ （複数回答）



社会情勢と都市環境の変化

平成26年（2014年）の道づくりプランの策定以降、区内の主な国道、都道の自動車交通量は減少傾向にあります。インターネット通販等の浸透による物流の小口化・多頻度化は進行しており、物流に関する需要は根強いものがあります。また、首都直下地震等の災害による大規模な市街地火災や緊急物資の輸送障害等が懸念されているため、緊急輸送道路の機能強化や安全な避難路等の確保が求められています。

また、全国的に、ゆとりやにぎわいがある回遊性の高い空間のニーズが高まっている中、道路空間の再編も各地で実施されています。さらに、脱炭素社会の実現や移動手段の多様化に伴い、「新しいモビリティ」の普及や開発が進展しています。

道づくりの方針

区では、道路ネットワークが十分に形成されていないことによる様々な問題が生じているため、区民生活に幅広い影響が及んでいます。これらの問題を解決するためには、幹線道路から地先道路に至るまでの道路が果たすべき機能を適切に発揮できるような道路ネットワークの形成が必要です。

一方、道路整備を効率的、効果的に進めるにあたっては、現在の区の都市課題や区民ニーズを的確に捉えたうえで、将来の区が目指す姿を見据えて検討する必要があります。

そのため、現在の区の都市課題や都市整備方針における「目標とする都市の姿」等を踏まえ、今後の道路整備にあたって重視すべき点を「道づくりの方針」として決めました。

1 だれもが安全で快適に移動できる道づくり

道路を利用するだれもが、安全かつ快適に移動ができる道づくりを進めます。また、ユニバーサルデザインや交通安全等の視点も十分に踏まえ、ウォークアブルかつ多様な利用者が交通手段に対応する道づくりを進めます。

2 災害から区民の命と街を守る道づくり

災害に強い街を実現するため、延焼遮断帯等の形成や避難路の確保等、沿道の街づくりを含めた地域の防災・減災機能の向上に資する道づくりを進めます。

3 住みよい環境を支える道づくり

脱炭素を推進するため、公共交通等で移動しやすい道づくりを進めます。また、道路ネットワークの形成により、生活道路への通過交通の流入を抑制するとともに、景観や沿道環境等への配慮等、地域の住みよい環境を支える質の高い道づくりを進めます。

4 街づくりと連携した道づくり

区内では、連続立体交差事業等の大規模な基盤整備事業等が進んでいる地域もあるため、今後も、このような事業や地域の街づくりの機運を適切に捉えた道づくりを進めます。また、エリアマネジメント等のまちづくりとの連携により、道路空間がにぎわいの軸となるような道づくりを推進します。

主要生活道路等の必要性等の検証

主要生活道路は、世田谷区独自の計画道路であり、地区幹線道路を補完し、地区内の交通処理や延焼遅延等の機能を有する道路として、区内で約 106km が位置づけられています。

区は、これまで主要生活道路について計画的な整備を進めており、希望丘通りや若林公園通り等、13 区間（約 3.2km）を整備する等、地域の交通安全の確保や防災性の向上に取り組んできました。

一方、現時点においても約 63km の区間が未整備となっており、残る区間の整備には長期間を要します。そのため、道づくりプランの改定に合わせ、整備の必要性を改めて検証することとしました。

検証の結果、必要性が確認されなかった区間や、事業性の観点から課題が大きく整備が困難な区間は「廃止区間」として位置づけ、道づくりプランの改定をもって、主要生活道路としての計画を廃止します。

また、都市計画公園・緑地の周辺等に位置する区間や、地域の街づくり等と合わせて検討する区間は「調整区間」として位置づけ、道路ネットワークの在り方について、検討を行います。

なお、特殊街路（都市計画道路）についても整備の必要性を検証したところ、「歩行者自転車道第 1 号線」については、将来的に歩行者自転車道として整備する必要性が確認されなかったことから、世田谷区内の区間については、都市計画道路としての計画を廃止する方向で調整を進めます。

【必要性等の検証結果】



名称	内容	延長
廃止区間	・ 必要性が確認されなかった区間 ・ 事業性の課題が大きく、整備が困難な区間	約 9 km
調整区間	・ 都市計画公園・緑地の周辺等に位置する区間 ・ 地域の街づくり等と合わせて検討する区間	約 9 km

区施行の優先整備路線等の選定

未整備の都市計画道路等を全て整備するには長期間を要するため、計画的かつ効率的な事業推進が求められます。

本章では、「道づくりの方針」に基づき、未整備の都市計画道路や主要生活道路のうち、計画期間内に優先的に事業着手すべき区間を「優先整備路線」として、地域の街づくりの状況や優先整備路線の着手状況等を踏まえながら事業着手に向けて取り組む区間を「準優先整備路線」として、それぞれ選定しました。また、優先整備路線のうち、早期の事業着手を目指す路線を、「特に早期着手が望ましい路線」として選定し、事業着手に向けた取り組みを集中的に進めます。

なお、優先整備路線等に選定されなかった区間についても、他の大規模な基盤整備事業が具体化した場合等により事業着手の優先性が上がった場合は、事業着手を検討します。

【優先整備路線（特に早期着手が望ましい路線）】

番号	路線名	区間	延長（m）
優①	都市計画道路 補助第 154 号線	補 54 ～松原二丁目	710
優②	都市計画道路 補助第 216 号線	補 129 ～補 218	280

番号	路線名	区間	延長（m）
優③	都市計画道路 世区街第 7 号線	環 8 ～上野毛二丁目	400
優④	都市計画道路 世区街第 11 号線	成城学園前駅 交通広場	50 (交通広場)
優⑤	都市計画道路 世区街第 12 号線	成城学園前駅 交通広場導入路	30

【優先整備路線（上記以外の路線）】

番号	路線名	区間	延長（m）
優⑥	都市計画道路 補助第 54 号線	補 154 ～松原四丁目	590
優⑦	都市計画道路 補助第 216 号線	補 218 ～補 219	750

番号	路線名	区間	延長（m）
優⑧	主要生活道路 122 号線	補 129 ～給田一丁目	540
優⑨	主要生活道路 127 号線	主 346 ～補 51	420
優⑩	主要生活道路 229 号線	補 52 ～若林五丁目	450
優⑪	主要生活道路 232 号線	主 409 ～深沢八丁目	90

【準優先整備路線】

番号	路線名	区間	延長（m）
準①	都市計画道路 補助第 54 号線	補 26 ～補 210	470
準②	都市計画道路 世区街第 3 号線	補 125 ～喜多見一丁目	100

番号	路線名	区間	延長（m）
準③	主要生活道路 127 号線	補 52 ～主 346	410
優④	主要生活道路 309 号線	主 208 ～補 54	490

地先道路の整備方針

地先道路は、宅地から主要生活道路や地区幹線道路を結び、日常生活で利用される最も基本的な道路です。区はこれまで、「地先道路整備計画」を策定し、地区計画等における街づくりを推進しながら、地先道路の整備を進めてきました。今後は、道づくりプランの改定や地域の街づくり等に合わせた地先道路整備計画を改定し、効率的かつ効果的な地先道路の整備を進めていきます。

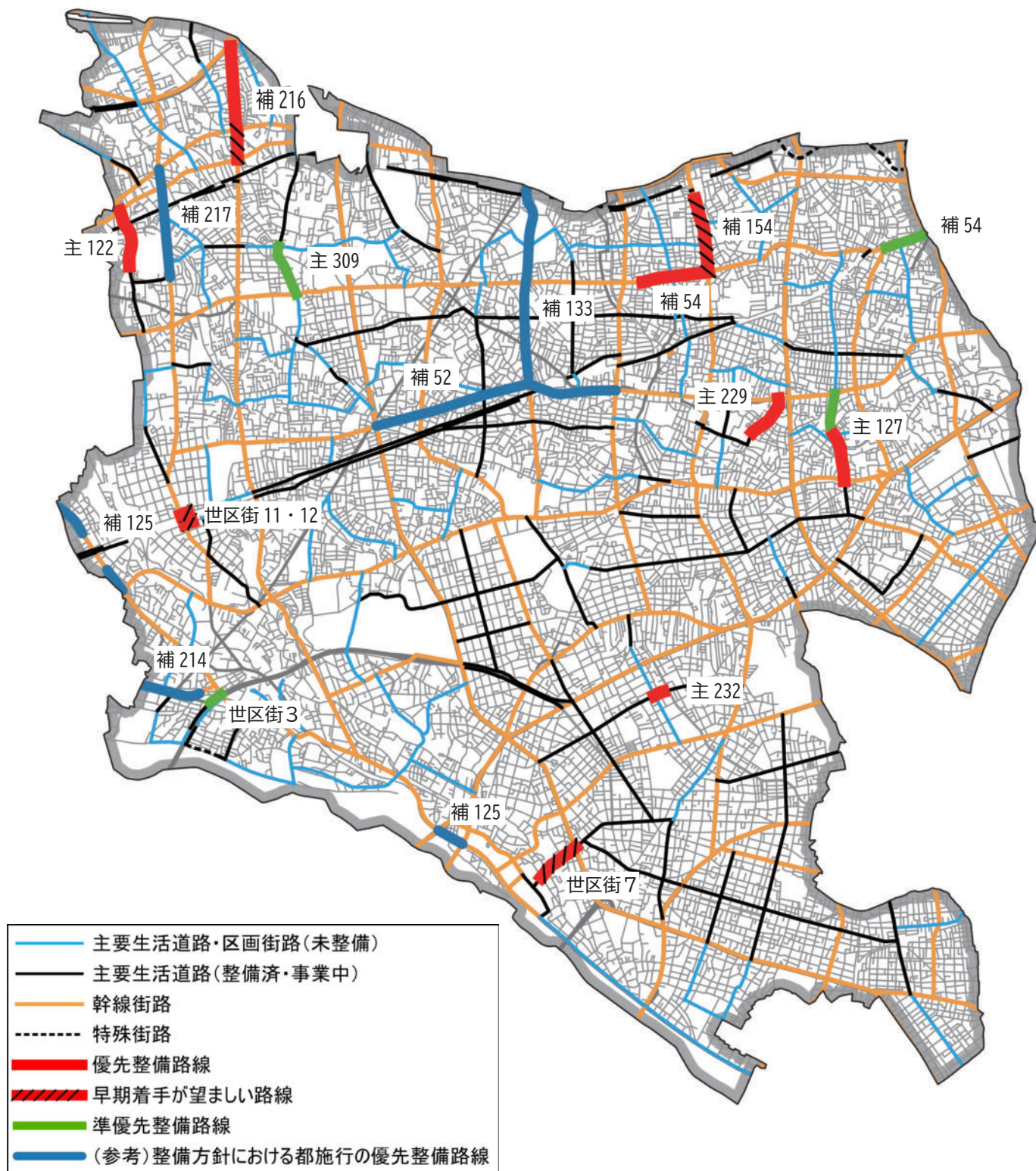
配置の考え方

地先道路は、消防活動困難区域の解消や地域の街づくりの状況、広域避難場所等の防災拠点へのアクセス性に加え、法定外公共物の位置等を考慮して決定します。

整備の進め方

- ・地区計画を導入している地区における、建物の建替えに合わせた整備
- ・公共施設の建替えに合わせた整備
- ・大規模な土地利用転換等を契機とした整備

【区施行の優先整備路線等】



※東急大井町線と交差する未整備の都市計画道路については、鉄道と道路の立体化が具体化した場合、関係する自治体と連携して必要な整備を行います。

【編集・発行】 令和8年（2026年）6月
世田谷区 道路・交通計画部 道路計画課
〒158-0094
東京都世田谷区玉川1-20-1
電話 03-6432-7935
FAX 03-6432-7991